

高 津 区
ふるさと
アーカイブ

基 本 構 想



2012(平成24)年3月

川崎市 高津区

はじめに

1972（昭和47）年4月に川崎市が政令指定都市に移行し、高津区は誕生しました。現在の宮前区を含めて、当時約21万7千人だった人口は、現在では約21万9千人（宮前区は約22万人）と倍以上に増え、交通や駅周辺の基盤整備も進み、高津区は発展を続けています。しかし、それとともに街道沿いの蔵や商店など、江戸・明治期からのまちの記憶をとどめる建物は少なくなり、まちの風景や生活を記録した貴重な写真も失われつつあります。高津区の記憶とも言える貴重な地域資料を保存し、次代に伝えていくことは、今、私たちの大きな責務であると言えます。

区ではこのたび、区制40周年を機に、「高津区ふるさとアーカイブ事業」として、古写真を始めとした貴重な地域資料を収集、保存し、活用するための仕組みづくりを始めることといたしました。収集した写真は将来的にはインターネット等を通じて市民活動で活用できることをめざしています。

この基本構想は、「高津区ふるさとアーカイブ事業」を始めるにあたり、高津区にふさわしいアーカイブのあり方や手法など、事業全体の方針を定めたものです。今後、本構想をもとに、区として積極的に取り組みを進めてまいります。事業の推進には区民や関係団体の方々との協働が不可欠と考えています。

本構想の策定にあたり御尽力いただいた検討委員各位に心から感謝申し上げるとともに、未来に向けて、いつでも高津のまちの歴史を紐解くことができる仕組みづくりに、ぜひ、多くの区民の皆様の御協力、御参加をいただけますようお願い申し上げます。

平成24年3月
高津区長 船橋 兵悟

目次

はじめに	
第1章 策定にあたって	1
1 高津区ふるさとアーカイブ事業実施の背景	
2 本事業の位置付けと基本構想策定の経緯	
3 アーカイブとは	
4 デジタル化の意義	
5 目的によって異なるデジタルアーカイブの方向性	
6 本アーカイブの方向性	
第2章 高津区が取り組むアーカイブ事業の基本方針	9
1 本事業のめざす姿	
2 本事業の概要	
3 本事業でアーカイブの対象とするもの	
4 高津区ふるさとアーカイブ事業の4つの活動	
5 各活動における作業項目	
第3章 事業の推進計画	25
1 事業推進の考え方	
2 事業スケジュール	
3 推進体制	
4 今後の展開の可能性	
5 重点プロジェクト	
資料編	31
1 高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会設置要綱	
2 高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会	
3 高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会開催録	
4 高津区ふるさとアーカイブ事業ワークショップの記録	
5 地域資料を扱ったデジタルアーカイブの事例	
6 各作業で使用する書式案	

第 1 章

策定にあたって

第1章 策定にあたって

1 高津区ふるさとアーカイブ事業実施の背景

まちの記憶の風化・資料の散逸

高津区は古くから人々が賑やかに生活を営んだ地域です。古代、多摩川などの水系を利用して集落が形成されていたことは、貝塚や古墳などの遺跡から分かります。中世・近世においては、鎌倉街道や大山街道などの交通の要所として栄えました。農業を中心として緑と水が豊かな景観を育み、近代になると工業の発展とともにまちは著しく発展を遂げました。高津区の歴史を語る資料や、その風景を撮影した古い写真をみると、こうしたまちとしての足跡、発展の様子がよく分かります。景色が全く変わったところ、以前の面影を残しているところ、変化の仕方も様々です。しかし近年、高津のまちを記憶する、古い写真をはじめとする各種資料が、住民の移転や世代交代が進む中で、区内から速度を増して消えつつあります。また昨年の東日本大震災では、私たちはまちの風景や歴史が一瞬にして失われる瞬間を目の当たりにしたところでもあります。地域にある様々な資料を高津区全体の社会的資産と捉え、区民がいつでも触れられる環境を整備していくことは喫緊の課題と言えます。

地域資源情報共有のためのコンテンツ整備の必要性

現在、高津区では、町会や学校ごとに地域史をまとめた冊子等は存在していますが、区全体の歴史や地域資源を体系的に網羅したコンテンツがありません。また区においてもこれまで、久地円筒分水の保全活用や大山街道活性化事業等一部事業において古い写真を収集してきましたが、網羅的、体系的なものではありませんでした。今後、市民活動や学習活動において、高津のまちの形成史や地域資源等に関する情報を地域で共有していくためにも、資料を一元的に収集することが必要です。

地域アイデンティティ醸成に向けた区民意識の高まり

高津区では、2011（平成23）年の市民協働による高津区ニヶ領用水400年記念事業（全国円筒分水サミット）の実施や、まちづくり協議会による地元講座「高津学」の開催など、地域資源に対する住民の関心の高まりが見られます。一時的なイベントにとどまらない、地域アイデンティティの形成、それに必要な情報を共有・活用するための仕組みづくりが求められています。

区民が地域のことを知るきっかけの創出

大型マンションの建設などに伴う、新しい住民の増加、また東京都と隣接することから、都心部への関心・利用が高いことにより、老若男女問わず高津区に関する知識が少ない区民が多くなっています。区民が気軽にまちのことを調べられる環境を整備したり、地元に関する資料に親しめるイベント等を実施することで、高津区への愛着が生まれ、市民活動への参加につながることも期待できます。

2 本事業の位置付けと基本構想策定の経緯

高津区ふるさとアーカイブ事業（以下「本事業」とします）は「新総合計画川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画（2011～2013年度）」における「高津区計画」の主な事業として位置付けており、後述する区制40周年記念誌の発行を始めとし、資料のデジタル化等、区内各地に点在する地域資料を、区の社会的資産として収集・保存するための仕組みづくりを3ヵ年で重点的に進めていく計画です。

また、2010（平成22）年度には事前調査として「高津区地域資料に関する現況調査」を実施し、区内における資料の所有状況の調査を行なうとともに、約1,000点の写真資料のデジタルデータを収集しました。今年度は事業の初年度として、先行調査の成果をもとに本事業の基本的な方針を検討するため、区民や有識者からなる「高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会」を設置し、高津のまちに関する写真資料の包括的な収集・整理・蓄積・保存・活用のあり方を検討しました。

本構想では、事業全体の方針を定めるとともに、次年度以降整備を予定している区制40周年記念誌および、（仮称）高津区ふるさとアーカイブ（以下「本アーカイブ」とします）の整備に関する基本的な方向性を定めています。

【新総合計画川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画における本事業の位置づけ】

2010(平成22)年度 高津区地域資料に関する現況調査実施

新総合計画川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画 (2011~2013年度)
高津区計画 歴史的・文化的資産の保全と活用

高津区ふるさとアーカイブ事業

2011(平成23)年度
高津区ふるさとアーカイブ事業基本構想検討委員会(3回開催)

検討委員会

事業内容の検討
基本構想の検討

ワークショップの実施

高津区役所

庁内調整

委員委嘱

構想の提案

基本構想の策定

2012(平成24)~2013(平成25)年度事業の実施

連携

各種事業

3 アーカイブとは

アーカイブ (archive) とは、「記録や資料などをひとまとめにして保存すること」や「そのようにしてまとめられた資料群のこと」、さらには「その保存場所や保存機関のこと」を表します。多くの場合、公共性が高い資料（古文書・公文書・文化遺産の映像など）の保存・活用を目的としています。近年、収集した資料のより多彩な活用を促進するために、資料をデジタル化し、デジタルアーカイブとして整備する動きが広がっています。さらにネットワーク上でのデータ共有も容易となり、市民活動や学習活動など各方面で、幅広いアーカイブの活用がなされています。

4 デジタル化の意義

資料の破損・劣化防止

現物資料はどんなものであっても時間の変化と共に劣化していきます。また、現物資料自体を調査研究や各種活動に活用すれば、劣化の速度は増し、破損の恐れも増します。デジタルデータを基に資料を活用するのであれば、破損や劣化を最小限にとどめ、なおかつ、現在の状態を記録保存することが可能です。

受発信の容易性

インターネットやデジタル機器の発達、普及で、webサービス、ホームページ、ブログによるデジタルデータの受発信が容易となり、行政単位から、個人一人ひとりまで様々な情報を発信し、また、それを享受しています。資料をデジタル化し、インターネット上に公開することで、そのアーカイブをより多くの人を楽しむことが可能となります。

活用の可能性の拡大

デジタル化することで、インターネットでの発信はもちろん、その他の場面でも活用の幅が広がります。例えば、画像の拡大等、通常であれば見ることでできない視点から資料を閲覧することもできます。また、出版等、他のコンテンツへの利用もデジタルデータ化することで、容易となります。

5 目的によって異なるデジタルアーカイブの方向性

現在、様々な分野でデジタルアーカイブの活用が進んでいます。例えば、博物館や美術館では、実物資料の経年劣化を防ぎ、恒久的な保存に資するため、デジタルアーカイブ化を進めています。また、文化庁が設置する「文化遺産オンライン」のように、文化遺産に関する情報を広く公開することを目的として、全国の博物館や美術館が提供するデジタルアーカイブを総覧できるようにしたWebサービスもあります。

近年ではますます、地方自治体によるデジタルアーカイブ整備が活発に行われ、地域振興や観光誘致、学校教育や生涯学習など様々な場面で利用するなど、活用の幅が大きく広がっています。デジタル技術の進歩と、デジタルインフラの整備に伴い、アーカイブはますます私たちの身近なものになっています。

デジタルアーカイブを整備する主体や目的、どのような利用者を想定しどのような場面で活用するかによって、収集する資料の対象や範囲、情報提供の方法、整備するデジタルアーカイブの規模や方向性が異なってきます。

6 本アーカイブの方向性

本事業は、高津区の地域資料をもとに、ふるさと意識や地域アイデンティティの醸成を目的としたもので、主な利用者として区民を対象とします。また、多くの区民に永く活用され、地域の人々の交流やコミュニケーションに寄与するデジタルアーカイブの整備、活用をめざします。そのため、調査・研究に主眼をおくのではなく、区民の様々な活動の場面での二次的活用に主軸を置き、博物館や美術館のように実物を収集するのではなく、デジタル画像を収集し、いつでも誰でも情報を活用できる環境の実現をめざします。

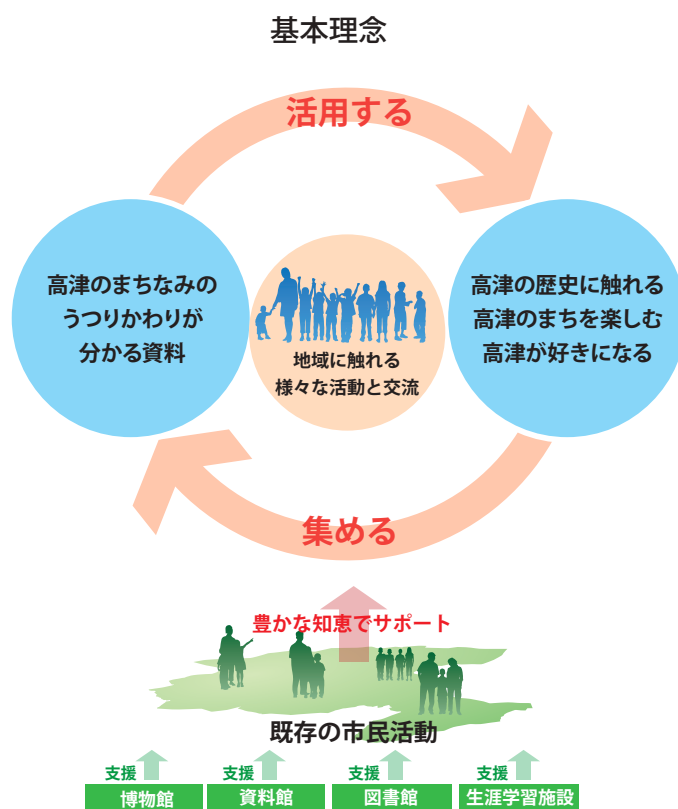
第 2 章

高津区が取り組む アーカイブ事業の基本方針

第2章 高津区が取り組むアーカイブ事業の基本方針

1 本事業のめざす姿

本事業は、近年散逸が著しい高津区の“まちなみ”を伝える資料を収集・整理・活用することで、多くの区民に高津の魅力を伝え、地域に愛情や親しみを持っていただくことをめざします。



地域を知ること 区民がつながる 愛着につながる そして未来につながる
「高津区ふるさとアーカイブ」

- 高津区のまちなみのうつりかわりが分かる資料を収集し、デジタルアーカイブを整備・公開します。
- 収集した資料の様々な活用方法を紹介していきます。
- まちの変遷を話題に世代間の交流を促進し、住民の高津に対する愛着を高め、地域ブランディング形成に寄与する活動を展開していきます。
- 身近にありながら知らなかった高津再発見の体験を提供し、昔から高津区に住んでいる人々と、新たに高津区にきた人々との交流を促す活動を展開していきます。
- 生涯学習や区内の様々な活動団体、施設等との連携による活用を進め、高津区のこれからを考えるきっかけとして資料を活用する、未来志向のアーカイブ事業をめざします。

2 本事業の概要

事業の範囲

本事業は、高津区の“まちなみ”を伝える資料を収集し、その活用をはかるものです。

本事業では、区民の方々が気軽に高津区の古いまちなみから現在のまちなみまでの変化をたどれるよう、資料の収集を行います。また収集した資料を区民の皆様がさまざまな場面で自由に活用できるように、公開・提供していきます。単に資料を集めて公開するだけでなく、どのように活用することができるのかを紹介したり、資料の持つ意味や面白さを伝えるためのワークショップやイベントを開催することで事業の周知を図り、その積極的な活用を促進していきます。このことにより資料の収集活動自体を広め、また事業の主旨を区民に理解してもらい、区民が所有する資料等の提供・協力等もよびかけ、区民自身が育てるデジタルアーカイブを実現していきます。

本事業の具体的な展開として、収集した資料をもとに高津区の区制40周年記念誌を発行します。さらにその成果を中心にデジタルアーカイブを整備し、公開していきます。また、デジタルアーカイブを活用したワークショップ、講座、イベント等も開催しデジタルアーカイブの利用方法を市民に広く紹介していきます。

他の事業との連携

本事業の成果を、区民の様々な活動で利用していただくうえで、区で実施する他の事業や、区民による様々な活動との連携も重要です。学校教育、区の他事業やイベント、生涯学習講座、市民活動をはじめとし、様々な施設、事業、活動と連携し、本アーカイブを利用した諸活動の促進を図っていきます。

名称の整理

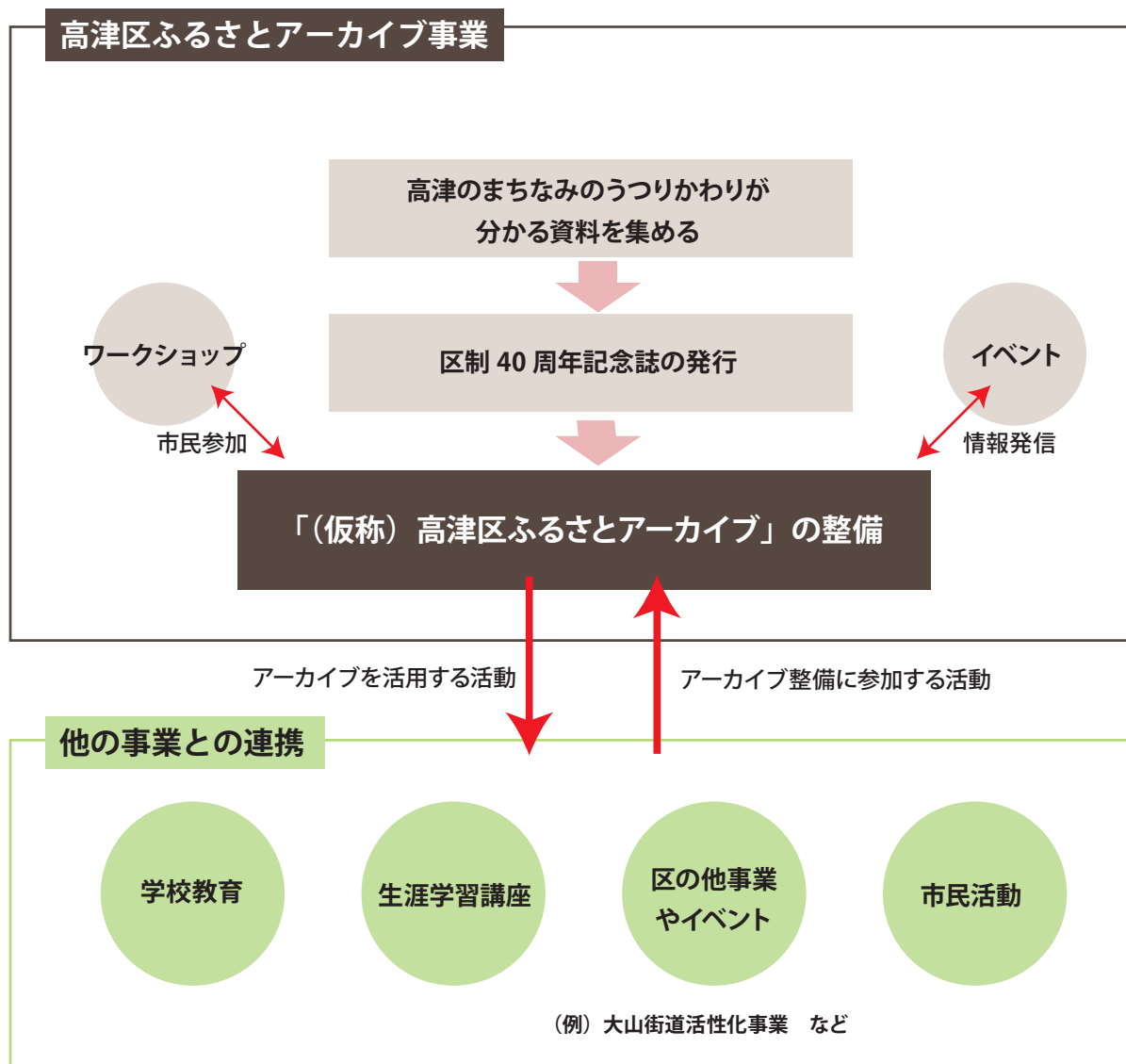
「高津区ふるさとアーカイブ事業」

高津区のまちなみのうつりかわりが分かる資料を収集・公開し、活用する複数のプロジェクトの総体を「高津区ふるさとアーカイブ事業」といいます。

「(仮称) 高津区ふるさとアーカイブ」

本事業で整備するデジタルアーカイブを指します。

【高津区ふるさとアーカイブ事業の範囲と広がり】



3 本事業でアーカイブの対象とするもの

高津区では今、市街化の進行により、まちの姿は日々変容しています。昔の高津のまちなみを知っている人々も少なくなり、高津区所縁の資料も散逸が進んでいます。

写真資料はまちなみの変化が視覚的に理解できる歴史的価値の高い資料ですが、古文書や古民具と違い、長期間保管されず、各家の整理などにより廃棄されるなど、失われる傾向が顕著です。

近年、写真はその学術的（資料的）価値が改めて評価されています。写真には様々なものが写り込んでいることから、多くの情報を得ることができます。何気なく撮影されたスナップ写真であっても、現在は失われてしまった建物や自然が写り込んでいることもあります。また、写っている人物の服装から、当時の流行などの風俗がわかることもあります。とりわけ、撮影年代や撮影場所が分かる古い写真は歴史資料としても高い価値を有しています。

そこで、本事業では、高津区のまちなみや風景、人物等を撮影した写真資料を中心に収集を行ないます。また、写真に写っているものについての情報も重要です。何が写っているのか、いつ撮影されたかといった、その写真資料に関する情報も併せて収集していきます。

さらに本事業では、古い写真だけではなく、高津区の「今」を記録・収集していきます。高津区のまちなみはこれからも変化し続け、10年後にはまったく違う姿をしている可能性もあります。そこで、現在のまちなみがうつっている写真も収集対象とします。また、定点観測等、まちの変化を記録していく活動も積極的に行ないます。

写真使用例



石川家写真資料－001 表
高津川崎合併記念写真



石川家写真資料－001 裏
高津川崎合併記念写真



区民提供資料 昭和30年代写真資料



野川橋－015 昭和40年頃



区民提供資料 平成23年 溝口駅北口



区民提供資料 平成24年 溝口駅南口

4 高津区ふるさとアーカイブ事業の4つの活動

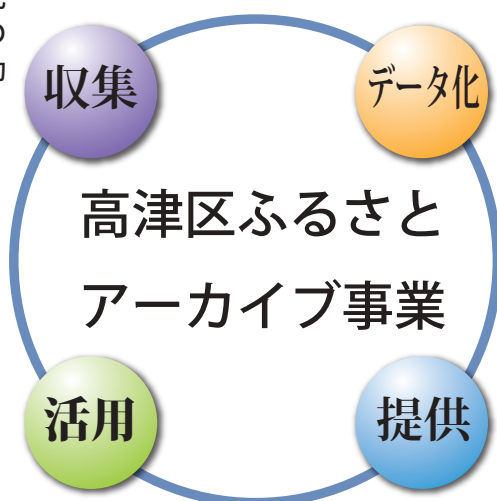
本事業は、「収集」「データ化」「提供」「活用」の4つの活動により推進していきます。本事業において収集は基本的な活動です。収集したものは、資料の劣化や消失を防ぐため、また資料の活用の可能性を広げるため、データ化します。さらに集めたデータを多くの人に楽しんでもらうために提供します。また、データ化した資料を様々な事業や市民活動の中で活用してもらうため、活用の仕方をレクチャーします。写真を活用することにより、写真の歴史資料としての価値やその魅力を広く伝えていきます。またそのことで、さらに写真が集まり、アーカイブがより一層充実するサイクルをうみだします。

4つの活動は互いに連携しながら進めることが重要です。

【本事業を支える4つの活動イメージ】

積極的なネットワーク化を働きかけ、多様な区の主体が保有する資料を効率的に収集します。

区民のデータ活用を案内促進し、資料の活用方法を具体化した活動プログラムを開発し、実施します。さらに活用の結果、資料の収集がさらに促進されるサイクルを生み出していきます。



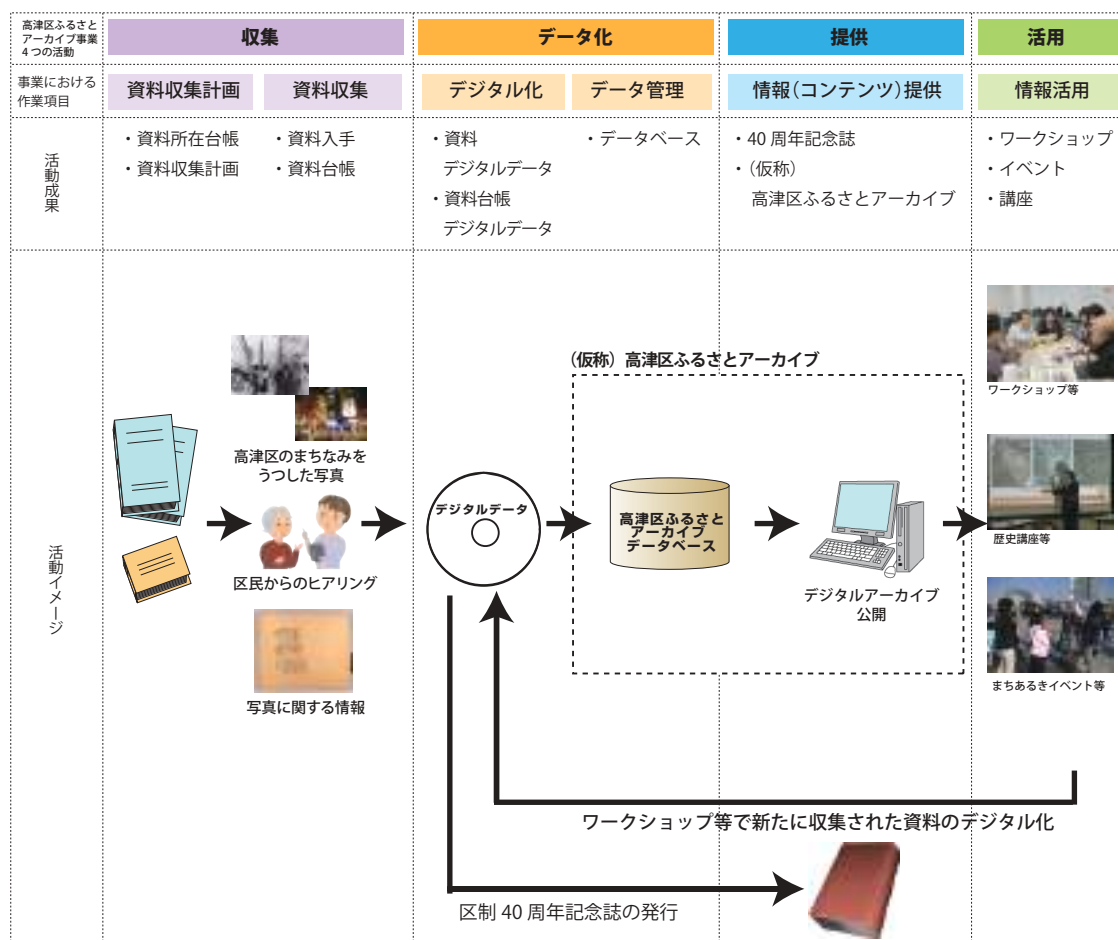
資料の特定、資料がもつ意味の整理を進め、ほしい情報を呼び出せるように整えて、後世の活用に応えられる保存、維持管理を行ないます。

いつでも誰でもが、集めた資料にアクセスできるように、データをインターネットで公開し、提供します。区民が活用しやすいインターフェイスを整備します。

5 各活動における作業項目

本事業を具現化するために各活動に必要な作業項目とその関係は以下のとおりです。各作業項目で実施する内容については次頁以降の通りです。

【作業イメージ】



資料収集計画

収集		データ化		提供	活用
資料収集計画	資料収集	デジタル化	データ管理	情報(コンテンツ)提供	情報活用

散逸が懸念される写真資料を効率よく収集していくには、いつ、どのような資料を収集していくかなど、中長期を見通した収集計画が必要です。資料収集計画を立案するには、写真資料の所在、収集対象の範囲と基準、収集の優先順位などを特定する必要があります。

(1) 資料所在確認調査

①調査内容

古い写真を所有している人がいないか調査し、どこにどのような写真がどれくらいあるかを確認します。また、資料の由来、所有権、保存状態など、収集の優先順位を判断するための情報を集めて記録します。

②調査方法

写真資料を所有していると思われる区内旧家、各種学校、神社仏閣、写真館、区の歴史に詳しい方を対象としてヒアリングを行ない、写真の所有者を探します。写真があることが分かると、訪問して所蔵している写真の概要を調べます。調査結果は資料所在確認カード(資料編:資料所在カード案参照)として記録し、収集計画の立案に役立てます。

③写真以外の資料の取り扱い

本事業では写真と写真に関する情報を収集対象としていますが、資料所在確認時に他の資料が確認された場合は、散逸防止の為、その所在情報を記録します。これらの情報は川崎市教育委員会文化財課や川崎市市民ミュージアムなどと情報共有していきます。

(2) 資料収集計画

①計画内容

所在が確認された写真資料のうち、どの写真を、いつ集めるのか計画します。収集対象の基準に従って実際に収集する資料を選択し、さらに収集の優先順位を決定し、収集作業のスケジュールを立てます。

②収集対象の基準

- ・まちなみなどの風景が写っている写真
- ・当時の風俗がわかる写真
- ・写真のメモなど
- ・資料所有者の談話

※本事業では公開が前提であるため、資料の公開・使用が許可されたものを収集します。ただし、資料性の高いものに関しては、非公開を前提に収集対象とすることもあります。

③優先順位

資料所在確認により明らかになった情報をもとに、以下の3項目を基準に資料収集の優先順位を検討します。

- ・原資料の廃棄が予定されているもの
- ・区内事業で活用が見込まれるもの
- ・写真に写っているものや、撮影された時期がわかるなど、写真に付随する情報が多いもの

資料収集

収集		データ化		提供	活用
資料収集計画	資料収集	デジタル化	データ管理	情報(コンテンツ)提供	情報活用

本事業では、原資料は収集せず、借用し、デジタル画像として収集保存します。原資料はデジタル化したのち、資料提供者に返却します。

(1) 資料借用

①ヒアリング

写真を借りるときには、できる限り、写っているもの、撮影者、撮影時期など資料同定時に必要な情報を聞き取り、資料カード(資料編:資料カード案参照)に記載します。

②資料借用書および資料使用許可願

写真資料を借用しお預かりするため、資料借用書(資料編:資料借用書案参照)を交わします。また、本事業は公開・活用が前提であるため、資料使用許可願(資料編:資料使用許可願案参照)についても併せて提供者と取り交わします。資料の持込みがあった場合には資料借用書のほか、資料提供・使用許可書(資料編:資料提供・使用許可書案参照)で対応します。

(2) 資料の同定

ヒアリング内容や写真に写っているものをもとに、撮影年代や撮影場所を特定します。このときに資料受入時には分からなかった新たな情報が判明すれば、資料カードに記録します。

平成24年度の記念誌発行に際しては、(仮称)記念誌編集部会を中心に、作業を行ないます。平成25年度以降は(仮称)ふるさとアーカイブ推進委員会を中心に作業を定期的に行なうことを想定しています。

(3) 資料の提供を受ける際の各種権利への配慮

写真撮影者が所有する著作権、写真に写されている人が所有する肖像権など各種権利への配慮が必要です。

①著作権

資料の所有者に資料提供を受ける際、区の事業として写真を公開すること、活用することについて書面にて同意をとりかわし、提供をしてもらうことを基本とします。

②肖像権

資料提供を受ける際、写っている人物に関する情報について聞き取りを行ないます。すでにお亡くなりの場合、肖像権は発生しません。肖像権の所有者が判明した場合は許諾を得よう努力します。写っている人物が不明、連絡が取れない等、許諾をとることが困難な場合は、公開時に「不都合な点がある場合、連絡を下さい」等の文言を一文加える等の対応を基本とします。

※著作権や肖像権に対する考え方は社会状況に応じて変化することがあります。

上記のような対応を基本的な方針としつつ、動向を見極めながら柔軟に対応していきます。

デジタル化

収集		データ化		提供	活用
資料収集計画	資料収集	デジタル化	データ管理	情報(コンテンツ)提供	情報活用

収集した写真資料および資料に付随する情報はすべてデジタルデータにし、保管します。写真資料は長期にわたる活用に耐えうるデータとして保存するため、スキャナーを使用し、高解像度でデジタル化します。

(1) 画像サイズについて

本事業で想定される資料のデジタルデータの用途を検討した結果、デジタル化の際には下記の条件を満たすことが望めます。

- ・本事業では区制40周年記念誌の発行および、収集・デジタル化した写真を活用した写真展等のイベントが予定されていることからA4サイズで200dpi相当に出力でき、画像の粗さなどが発生せず、違和感なく鑑賞できること。
- ・様々なデジタルコンテンツへの展開を想定し、現在および短中期的に出力デバイスの標準仕様と考えられるフルハイビジョンサイズの解像度(1980×1024)において、拡大再生等が可能であること。
- ・中長期的に出力デバイスの次世代スタンダードと考えられる4Kサイズの解像度(水平画素数4000前後×垂直画素数2000前後)でも鑑賞に耐えうること。

以上のことから、本事業でのデジタル化した画像は、長辺5000ピクセル以上を基準とし、また24ビットカラーTIFFファイルで保存することとします。

(2) 作業環境について

区役所内に(1)で定めた基準を満たすデジタル化が可能な作業環境を整備します。デジタルアーカイブ運用開始後は生涯学習講座や市民活動等における活用や資料提供を区民から受ける際の利便性を高めるため、所管課のほかにも同様のデジタル化作業を行なえる場所・施設を確保していくことを検討します。

(3) 資料返却について

デジタル化が終了した借用資料は、すみやかに資料提供者に返却します。

データ管理

収集		データ化		提供	活用
資料収集計画	資料収集	デジタル化	データ管理	情報(コンテンツ)提供	情報活用

デジタル化したデータについて、いつでも必要なときに、必要なものがすぐに取り出せるようにデータベース化します。後世の活用に耐えうる状態を保持するとともに、データが何らかの事故により永久に失われてしまうことを回避するため、区で適切に整理・保存管理します。

(1) データ管理のシステムについて

本アーカイブは平成25年度に整備が予定されていますが、デジタル技術はめざましい速度で進歩していることから、大きな技術変化が見込まれます。また、それまでの間に集まる資料の量によって、システムの規模も大きくかわります。整備時において、技術の進歩や資料収集の進展に合わせて、プログラムを新規に独自構築するか、エクセルやファイルメーカーといった既成で安価に購入可能なアプリケーションを利用するか、フリーのwebサービスを活用するか等を含め、適切な管理システムを検討します。

(2) デジタルデータの保管方法

- ・記憶媒体としてハードディスクを使用します。
- ・中期保存を保証するため、CD-RやDVD-R等の磁気メディアにも保存します。

(3) デジタルデータの管理

データベース作成において、データの管理責任の所在を明確にすることが大切です。将来的にデジタル化作業が複数の施設などで行なわれる場合も、データは所管課が一元的に管理します。

(4) 元データとデータの活用

データベースに登録したデータは元データとし、改変が加えられないよう保護します。データを活用する際は、使い道に応じて画像を加工することがありますが、その際は元データを使わず、必ず複製データを使用することとします。

情報（コンテンツ）提供

収集		データ化		提供	活用
資料収集計画	資料収集	デジタル化	データ管理	情報（コンテンツ）提供	情報活用

収集した画像データを多くの人に利用して貰うために、様々な方法で公開、提供していきます。関心が高く見たい写真がはっきりしている人のためにデータベースによる検索サービスを提供したり、気軽にまちのうつりかわりを知りたい人のためにエピソードやストーリーによって写真が持つ意味を解説するコンテンツを用意するなど、写真だけをそのまま公開するのではなく、興味関心が異なる多様な利用者を想定し、活用しやすい形に編集・加工して提供します。公開方法についても、情報入手の手段が異なる区民のニーズに応じて、区の施設での展示、印刷物、インターネット上のコンテンツなど多様な展開を図ります。

（１）コンテンツ例

- ・昔の写真と同じ場所の現在の姿を比較してまちなみのうつりかわりをみせる
- ・同じテーマの写真を集めて、高津区の特徴や魅力を紹介する
- ・写真についてのエピソード、所有者の談話を集め、紹介する など

（２）想定される提供方法

①印刷物としての提供

- ・写真資料を活用した区史等の発行
- ・区の情報誌等に写真資料を活用

②デジタルコンテンツとしての提供

- ・デジタルアーカイブのインターネット上での検索サービス
- ・区の施設での画像閲覧サービス
- ・写真の面白さを紹介する、インターネット上のコンテンツ
- ・携帯端末で写真と地図を閲覧できる、まち歩きのためのアプリケーション

情報活用

収集		データ化		提供	活用
資料収集計画	資料収集	デジタル化	データ管理	情報(コンテンツ)提供	情報活用

本アーカイブの写真は、シティーセールス、社会教育、学校教育、市民活動など、様々な場面での活用が考えられます。区の広報や刊行物、地域振興、生涯教育など区の事業に積極的に活用するとともに、市民活動団体にも働きかけて利用を促進していきます。また、ワークショップ、イベント、講座などを開催して具体的な活用のしかたを紹介するといった活動も展開します。さらに、本アーカイブの運営に区民が参加できる仕組みを整備し、区民とともに成長するアーカイブをめざします。

(1) 想定される活用例

- ・高津区の風景の今昔を比較できる写真展
- ・写真が撮影された場所を探したり、今昔を比較するワークショップ
- ・高津区の歴史に関する生涯学習講座の教材
- ・学校教育における郷土学習の教材
- ・学校・企業等の周年事業に対する写真資料の提供
- ・まちづくり検討の際に高津区のアイデンティティを確認する資料
- ・町内会や子ども会等での昔ばなしや世代間交流の素材 など

(2) 区民の参加と協働によるアーカイブの充実

本アーカイブは区や特定の団体だけではなく、多くの区民が運営に参加することで、さらに充実したものに成長していきます。収集した写真の活用にとどまらず、新たにまちの様子を記録する活動や、区民がアーカイブ事業に参加しやすくするために参加をサポートする活動など、多様な企画が想定されます。これらの企画はまちづくりへの市民参加の新しい機会にもなると考えられます。

市民参加の機会（例）

- ・定点観測など高津区の「今」を記録する活動の展開
- ・写真資料のデジタル化作業への参加
- ・写真資料を活用したイベントやコンテンツの企画

参加と協働を促進する取組み（例）

活動に必要な知識や技術を紹介する事業の実施や、アーカイブの充実につながる区民からの事業提案の募集を検討します。

- ・画像デジタル化講座や写真撮影講習会の開催
- ・写真に写された情報の読み解きかた講座の開催
- ・区民が主体的に取り組むアーカイブ事業の募集

具体的な活用については、高津区役所各課、市民団体、区内各施設等と検討を進めていきます。区内で行われている市民活動との連携など、既存の事業や資源の有効活用も図っていきます。

第 3 章

事業の推進計画

第3章 事業の推進計画

1 事業推進の考え方

第三期実行計画期間中（平成23～25年度）の事業として、平成24年度に区制40周年記念誌を発行するとともに、平成26年度からのデジタルアーカイブ公開をめざし、各種作業を進めます。

具体的には、平成24年度は記念誌発行に向け、資料所在確認、資料収集、デジタル化に主眼をおいた作業を進めます。平成25年度は、デジタルアーカイブ構築のための資料の所在確認、収集、デジタル化を継続して行ないながら、データ管理、情報提供等のアーカイブ公開に向けたシステム構築を重点的に行ないます。平成26年度以降は、デジタルアーカイブ公開と、さらなる充実に向け各種作業を継続する一方で、古写真を活用したイベントの開催や、市民参加による各種作業を実施する取組などを行う予定です。

2 事業スケジュール

	平成24年度												平成25年度												平成26年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
記念誌発行																											
・写真選定																											
・記念誌編集																											
・記念誌印刷																											
デジタルアーカイブ整備																											
・デジタルアーカイブの検討																											
・データ管理システム構築																											
・web ページデザイン																											
資料所在確認																											
資料収集																											
デジタル化																											
情報活用																											

3 推進体制

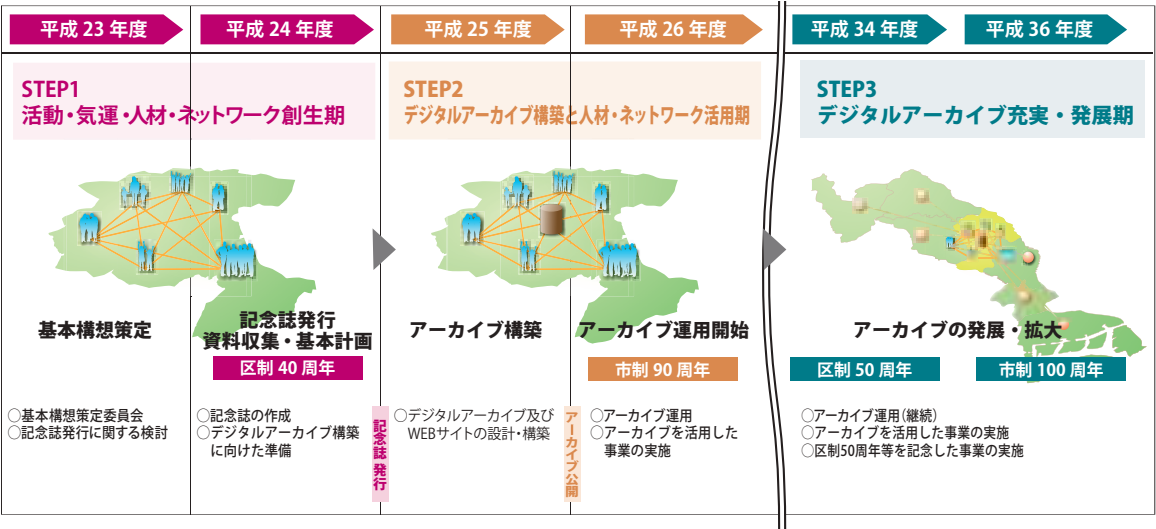
平成26年度にデジタルアーカイブを公開するまでの事業推進は、高津区企画課を中心に進め、公開後は、区民の利便性を念頭に、資料受け入れ窓口の複数設置などの検討や、他課との連携を進めます。

また、デジタルアーカイブは区民が活用するためのものであることを踏まえ、区役所内にあっては、生涯学習支援課や地域振興課、大山街道ふるさと館、また区役所以外にも川崎市教育委員会、図書館、川崎市市民ミュージアム等とも連携し、デジタルアーカイブを活用した各種事業の開催や生涯学習講座の開講等の活動を検討・実施することとします。

4 今後の展開の可能性

本構想においては平成26年度のデジタルアーカイブ公開までの方針を示してきましたが、さらに先の展望として、アーカイブの公開以降は、区民と共にアーカイブの充実、およびアーカイブを活用した各種活動を推進していくことを想定しています。具体的な内容は本構想第3章の情報活用でもふれており、デジタルアーカイブを活用した、各種事業の展開や生涯学習活動、イベント等の実施を検討しています。また、平成34年度には区制50周年、平成36年度には市制100周年も迎えることから、中長期的にも本事業の活動を促進・拡大していくことを想定しています。

【中長期スケジュール】



5 重点プロジェクト

本事業では収集した写真が区民活動の促進の一助となることをめざし、そのためのコンテンツ整備を重点プロジェクトとして位置づけます。

区制40周年記念誌発行（2012年度予定）

1972（昭和47）年4月に川崎市が政令市になり高津区が誕生し、2012（平成24）年には高津区区制40周年を迎えます。区制40周年を記念し、古写真等により高津区の過去を振り返り、まちの形成史を共有するための記念誌を発行します。また、記念誌の発行に合わせて、写真展も開催します。

（仮称）高津区ふるさとアーカイブ整備（2013年度予定）

年々まちの記憶をとどめる資料や建物が消えゆく中で、まちの形成史を共有するためのコンテンツを作成することは大きな意義があります。区制40周年記念を契機に収集を開始した資料を活用し、デジタルアーカイブの構築に取り組めます。デジタルアーカイブはインターネット等で公開し、区民が気軽に資料にアクセスできる環境づくりを進めます。

資料編

資料編

1 高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成24年に迎える区制40周年を一つの契機として、高津のまちに関する資料(写真・刊行物等)を包括的に収集・整理・蓄積・保存・活用していくため、そのあり方を高津区ふるさとアーカイブ基本構想(以下「基本構想」という。)として体系化し、その仕組みづくりをするため、高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に必要と認められること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員15名以内とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民活動団体等が推薦する区民
 - (3) 別表に掲げる職員
- 2 前項第2号に規定する委員は、団体の活動内容を考慮し、区長が推薦を依頼するものとする。
- 3 検討委員会には委員の互選により、委員長及び副委員長を置くものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高津区役所企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表 （第3条関係）

No.	所属・役職
1	高津区副区長
2	高津区役所地域振興課長
3	高津区役所生涯学習支援課長
4	教育委員会文化財課長
5	教育委員会高津図書館長
6	川崎市市民ミュージアム副館長

2 高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会

種 別	所 属	氏 名
学 識	国立情報学研究所 連想情報学研究開発センター 特任研究員	中村 佳史
学 識	川崎市文化財団 理事長	北條 秀衛
市 民	高津区文化協会	鈴木 穆
	高津区区民会議	佐藤 忠
	高津区まちづくり協議会	吉田 知敬
	高津区全町内会連合会	柏木 靖男
行 政	高津区副区長	秋岡 正充
	高津区役所地域振興課長	安藤 裕明
	高津区役所生涯学習支援課長	昼間 豊
	教育委員会 文化財課長	渡辺 英一
	教育委員会 高津図書館長	塚原 克則
	川崎市市民ミュージアム副館長	高岸 堅司

事務局

高津区役所企画課	課長 八木 亮子
〃	担当係長 佐藤 園子
〃	職員 久保 拓治

3 高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会開催録

第1回委員会

日 時 2011(平成23)年9月7日(水) 午後2時～
場 所 高津区役所5階第6会議室
出席者 委 員 中村委員、北條委員、鈴木委員、佐藤委員、吉田委員、柏木委員、
秋岡委員、安藤委員、渡辺委員、高岸委員、
事務局 八木課長、佐藤係長、久保
トータルメディア開発研究所(河石、納)

【次第】

- 1 開 会
- 2 副区長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 高津区ふるさとアーカイブ事業と本委員会の役割について
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 議 事
 - (1) 地域資料のアーカイブの現状および高津区にふさわしいアーカイブの在り方について
 - (2) 資料の収集方針について
 - (3) ワークショップについて
 - (4) その他
- 7 閉 会

【配布資料】

- 資料1 高津区ふるさとアーカイブ基本構想検討委員会設置要綱及び委員名簿
資料2 事業の目的
資料3 本委員会における検討事項と基本構想骨子
資料4 検討委員会スケジュール
資料5 地域資料のアーカイブに関する資料
資料6 資料収集に関する方針案
資料7 ワークショップ案

第2回委員会

日時 2011(平成23)年12月1日(木)午後2時～
場所 高津区役所5階第6会議室
出席者 委員 中村委員、北條委員、鈴木委員、佐藤委員、吉田委員、柏木委員、
秋岡委員、昼間委員、安藤委員、高岸委員、
事務局 八木課長、佐藤係長
トータルメディア開発研究所(河石、納)

【次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第1回委員会の内容確認
 - (2) ワークショップ開催報告
 - (3) ふるさとアーカイブ事業の中長期展開とアーカイブ活用のイメージ
 - (4) デジタルアーカイブ構築に向けた作業ステップ
 - (5) その他
- 3 閉 会

【配布資料】

- 資料1 第1回委員会摘録
資料2-1 ワークショップ開催報告
資料2-2 ワークショップ使用資料
資料3 ふるさとアーカイブ事業の中長期展開とアーカイブ活用のイメージ
資料4-1 デジタルアーカイブ構築に向けた作業ステップ
資料4-2 各作業における方針①
資料4-3 各作業における方針②
参考資料 各種権利についての考え方

第3回委員会

日 時	2012(平成24)年2月8日(水) 午後2時～
場 所	高津区役所5階第4会議室
出席者	委 員 中村委員、北條委員、鈴木委員、佐藤委員、吉田委員、 秋岡委員、昼間委員、安藤委員、塚原委員、
事務局	八木課長、佐藤係長 トータルメディア開発研究所(河石、納)

【次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第2回委員会の内容確認
 - (2) 基本構想案の検討
 - (3) 高津区区制40周年記念誌の検討
 - (4) その他
- 3 閉 会

【配布資料】

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 第2回委員会摘録 |
| 資料2 | 基本構想案 |
| 資料3 | 高津区区制40周年記念誌
(仮称)「高津区ふるさとアーカイブ写真集」構成等について(想定) |
| 参考資料1 | 高津区の歴史 |
| 参考資料2 | 高津区におけるイベント |
| 参考資料3 | 高津区地図 |

4 高津区ふるさとアーカイブ事業ワークショップの記録

高津区ふるさとアーカイブ事業ワークショップ 古い写真の謎を解こう みんなでつくる、ふるさと写真マップ

(1) ワークショップ開催のねらい

本構想に区民の意見を反映するために、区民が参加するワークショップを行いました。写真資料を使った交流の実現性や効果的な活用のあり方の確認など、関係者の間で写真活用のイメージを共有するとともに、参加者の実体験を通した本事業の周知、気運づくりにもつなげていこうというものです。

(2) ワークショップの概要

これまでに収集した写真に多かった、溝口・久本・坂戸地区の昔の姿がわかる写真をもとに、撮影場所を探し出し、現在のまちの姿と比較できるふるさと写真マップを区民とともに作成するワークショップです。高津区の魅力を語り合う参加者同士の交流と、まちあるきにより、高津区をより好きになってもらうきっかけを提供するものです。

※開催当日は雨天によりまちあるきは中止となり、交流の時間を拡大しました。

(3) 広報活動の展開

区内公共施設でチラシを配布したほか、写真の対象となっている溝口・久本・坂戸地区には町内会を通して全戸にチラシ配布を行いました。また、タウン誌、高津区のウェブサイトによる広報活動を展開しました。

【ワークショップ開催事前告知用チラシ】



表



裏

(4) ワークショップ当日の流れ

日時 平成23年11月19日(火) 13:00～16:30

場所 高津区役所5階第1会議室



受付

あいにくの雨天でしたが11名の参加者が集まってくださいました。高津の歴史に詳しい方、高津の歴史を学び始めたという方、隣の宮前区に住んでいるという方、小学生など、幅広い年代と地域からご参加いただきました。



概要説明・オリエンテーション

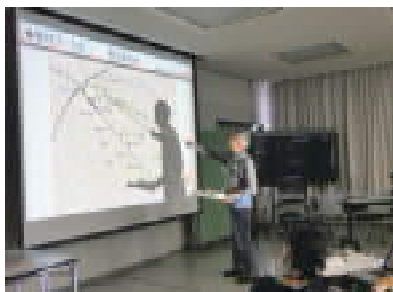
まずは、参加者同士がうちとけられるよう簡単なゲームをして、緊張をほぐした後、本ワークショップの目的を説明しました。高津区の古い写真と現代の写真を比較し、古い写真の読み解き方や、まちなみの変化の捉え方を紹介します。



古い写真の撮影場所探し

3つのグループにわかれ、古い写真が撮影された場所がどこなのか考えます。写真に写っているものを確認し、ヒントを探し、地図と見比べて場所を考えます。

「ここに写っているのは奥の通りからじゃないとみえない」「写真に写っているお店は、今は違う場所で営業している」など、参加者の記憶がきっかけで謎解きが進みますが、すっかり景色が変わってしまっているものは、高津区に長く住んでいる方からもなかなか答えができません。





古い写真の風景と現在の風景を風景を比較

古い写真の場所が分かったら、同じ場所の現在の写真と見比べながら、面影が残っているところ、かわってしまっているところを話し合います。

(晴天の場合は、まちあるきをして、古い写真の撮影場所を訪れて同じアングルの写真を撮影する予定でした。)



古写真と現在の写真を比較して、同じところ、かわった所を書き出し、参加者全員で共有します。写真を見ながら、「昔、この場所にあったお店に良く行った」、「私も行ったことがある」、「映画の撮影をやっていたところだよ」など、色々な思い出話が飛び出し、会場も盛り上がりました。参加された方も、高津の昔の出来事、思い出についてたくさん意見交換されていました。



比較の一例

撮影場所：ミットヨ正門前

- ・ケヤキ、石垣がそのまま
- ・守衛所がそのまま
- ・横断歩道ができた



高津区歴史講座

まとめとして、郷土史家の鈴木穆委員から高津のまちの変化についてお話を聞かせていただきました。1940年代から現在までの溝口駅前の変遷が分かる一連の古い写真、溝口・久本・坂戸地区の航空写真を使った、分かりやすく興味深いお話に参加者一同聞き入りました。



最後は記念に、参加者全員で集合写真を撮影しました。

○ワークショップ当日使用資料

溝口・久本・坂戸ふるさとまち歩き



歩きMAP

2011年11月19日



5



6



7



8



9



(5) ワークショップについての検討

成果

①記憶の喚起

古い写真の風景と、同じ場所の現代の姿を比較する中で、長く高津区に住む参加者からは、「そういえばあそこには〇〇があった」「〇〇のお店によく通ったよ」「私もよく行った」「私はそこで働いていた」などの声が上がりました。過去の記憶が鮮明に蘇り、会話が弾む効果が得られました。

②世代を超えた交流と話題の共有

小学生からお年寄りまで幅広い年代の参加者がいるなかで、昔の高津区を知らない参加者も、現在の写真に写っている情報を材料に会話に参加し、昔を知る参加者に積極的に質問する姿が見られました。写真を話題にすることで世代を超えた交流をうながし、知らなかった高津区の一面を知る楽しさをともに味わえることが確認できました。

③アンケートの結果により、本事業への理解が深まったことを確認

参加者の半数以上が、まちに関する記憶や体験を参加者同士で共有することを楽しんだことが分かりました。また11人中10人がまた参加したいと回答しています。高津のまちの写真をもっとたくさん見たいという意見も多く、ワークショップによって本事業の意義が十分に伝わることを確認されました。

展望

古い写真と現代の写真の双方を使用する事で、自分が住んでいるまちという身近な題材が共通の話題をみつけるきっかけとなり、世代を超えてそれぞれにまちの記憶を語り合い、参加者で共有することができました。区民同士の交流を促進するうえで、大きな効果を期待できます。

このようなワークショップにより本事業の意義を伝えることで、区民にも古い写真を持っている人を探してもらうなどの協力を求めやすい環境が整うことも期待されます。

今後さらに写真の収集を進めるなかで、他の地域や時代の写真、まちなみだけでなく風俗や習慣が分かる写真など、写真のバリエーションを増やしていくことで、共有できる話題の幅と活用の可能性が広がることも期待されます。

（６）まちあるきアプリ「（仮称）高津ちずぶらり」について

ワークショップでは参加者同士で協力して古い写真の撮影場所を特定し、地図にプロットし「ふるさと写真マップ」を作成しました。この成果をもとに、まちあるきアプリ「（仮称）高津ちずぶらり」を作成しました。携帯情報端末の地図機能と「ふるさと写真マップ」を連携させ、まちを歩くと自分の位置がナビのように「ふるさと写真マップ」に表示されます。地図上には昔の写真の撮影場所が表示され、現在の風景と比較をしながら、まち歩きを楽しむことができます。「ふるさと写真マップ」以外にも、江戸時代の村絵図に自分の位置を表示させることができ、自分が村絵図の中を歩いている様な気分も体験できます。

【「（仮称）高津ちずぶらり」イメージ図】



なお、本アプリのシステムは株式会社 ATR-Promotions が開発したものです。また、本アプリ制作は、同社と NPO 法人連想出版および（株）トータルメディア開発研究所 3 者の協力で作成されたものです。

5 地域資料を扱ったデジタルアーカイブの事例

デジタルアーカイブの名称	石川新情報書府
実施主体	石川県商工労働部
事業開始年	1996 年
URL	http://shofu.pref.ishikawa.jp/
概要	(1) 文化資産の保存・継承、石川県の個性を情報発信、(2) 情報通信関連産業の振興、(3) 伝統文化関連産業の振興を目的に、石川の豊かな文化資産を最先端の情報技術で記録・保存し、世界に向けて発信しようという石川版・デジタルアーカイブです。本事業を通じ、県内のコンテンツ関連企業の競争力の強化を図るとともに伝統文化関連産業を振興し、併せて石川の地域ブランドの確立に寄与することを目指しています。 コンテンツ産業における県内企業の競争力を育成するため、地域資産のデジタルアーカイブをフィールドとして、延べ 100 社を超える企業・人材育成を実践しています。結果、県内企業のレベルアップが図られ、各種のコンテンツコンクール等で入賞するケースがみられてきました。 また外部から他の用途での活用希望があれば、基本的に許諾しています。
アーカイブする対象	石川の個性である有形無形の文化資産のデジタルアーカイブコンテンツの企画を公募し、そのコンテンツを発注、制作、保存しています。
運営予算	不明
権利処理	○「石川新情報書府」素材集にある、デジタル画像データ（以下、デジタル素材）の著作権は、石川県及び石川新情報書府ソフト制作企業グループが保有します。 ○デジタル素材の利用は、教育及び研究活動のほか、「石川新情報書府」を広く知らしめる目的で、利用することを原則とします。また、個人が使用する範囲でパーソナルコンピュータのディスプレイ上に、壁紙として利用することは、許可します。 ○公序良俗に反する内容や個人及び団体などを誹謗中傷する内容のコンテンツや媒体には、いかなる場合でもデジタル素材の利用を強く禁止します。 ○デジタル素材を一時的に、プレゼンテーションやサムネールなどに利用することは許可しますが、印刷など、高精細データとして恒久的な利用は、別途交渉が必要となるため、下記の部署の許可を得ないで、無断で利用することを禁止します。
外部商用サービスの利用	県内の文化資産を紹介するための短編ムービーなどアーカイブした映像の一部を YouTube などの動画共有サービスに登録しています。
参考となる事業手法	○育成事業の中でコンテンツ制作に関する指導を行い、担い手を育成しています。さらにその人材育成ノウハウをデジタルアーカイブ研修としてカリキュラム化し、事業の発展だけでなく、参加者のスキルアップも図っています。

【デジタルアーカイブ画面】



デジタルアーカイブの名称	信州デジくら
実施主体	長野県企画部
事業開始年	2010 年
URL	http://digikura.pref.nagano.lg.jp/
概要	「地域アイデンティティの再認識と地域づくり」を目的に地域の今、そして歴史を記録、収集するとともに、県が所蔵している各種資料のデジタル化を進めています。地域の資料を体系的に整理し公開することで、地域の研究グループをはじめとして、多くの人が自ら地域を学習するための支援を行います。さらに、県立歴史館、県立長野図書館、信濃美術館・東山魁夷館を中心とした所蔵データを順次デジタル化、公開し、さらに連携機関を増やしながら情報集積をしています。
アーカイブする対象	○ 分野 祭り、習俗、伝統工芸、伝統芸能、自然、歴史的建造物、景観、信仰、芸術、行政、統計 等 ○ 媒体 古文書、絵地図、書籍、写真、映像フィルム、語り、音楽、現物 等 ○ 年代 現代から古代まであらゆる年代 ○ 所有者 県所有物のほか、県民からご提供いただけるもの（原則としてデジタル素材）
運営予算	システム開発方法：その他（業者委託） 構築予算：3,753 万円 予算の出所：県、国交付金 予算獲得のきっかけ：平成 21 年度地域 ICT 利活用推進事業 構築業務の担い手〔委託内容〕：ASP サービス利用のシステム構築 コンテンツ作成費：1001 万円以上（H 20 ～ 21 実績） 年間運営予算：149 万円 予算の出所：県 運営業務の担い手〔委託内容〕：内部の人材が担っている
権利処理	処理方法：自らの部署で処理（一部）、著作権フリー資料
外部商用サービスの利用	とくになし。
参考となる事業手法	○ デジタルアーカイブの充実に市民が参加しやすい環境を整備 ビデオの撮影の仕方や編集の仕方等を生涯学習講座として実施し、スキルアップを図っています。 ○ アーカイブ内に蓄積されている画像の出張上映会を実施 デジタルアーカイブが県民にとって身近なものとなるようにアーカイブを活用した上映会や、出張講座などを開催しています。 ○ アーカイブしたコンテンツを DVD 化し、他事業へ提供 コンテンツを DVD 化し、頒布することで、地域学習や観光 PR にもデジタルアーカイブを活用しています。

【デジタルアーカイブ画面】



デジタルアーカイブの名称	山中湖情報創造館
実施主体	山中湖情報創造館 (特定非営利活動法人 地域資料デジタル化研究会)
事業開始年	2009 年
URL	http://www.lib-yamanakako.jp/
概要	本施設は、地域を支える情報拠点としての役割を果たすため、ブログやツイッター、ポッドキャストでの配信サービスを活用し、図書館の情報や、山中湖の観光情報を発信しています。その中で、山中湖の歴史や文化などを記録する写真を地域住民の提供により収集し、フリッカーなどを活用し、公開しています。これらの活動は地域の活性化だけでなく、ビジネス支援サービスの一環としても役割を果たしています。
アーカイブする対象	山中湖村内における風景、暮らし、仕事（生業）、祭事等、地域の記憶を中心に集めています。
運営予算	平成 21 年度は 30 万円の予算化。平成 22 年度以降は予算化はなし（平常業務としての扱いとなる）。 デジタルアーカイブそのものに対する予算は確保されていませんが、日々の図書館活動を通じた記録をアーカイブ化、さらには地域住民からの情報提供、協力のもとでデジタル化（デジタルカメラでの撮影／イメージスキャナによる取り込み）を行っています。
権利処理	処理方法：権利者との信頼関係、その他：自分たちで撮影した写真を Creative Commons としている。 処理状況〔年間処理件数／費用〕：その他：権利処理には費用をあてていない。 課題・工夫点等：自分たちで撮影した写真は Creative Commons 等として公開可能なものをアーカイブ化している。地域住民の皆様からご提供いただいた写真のデジタル複写は、信頼関係により公開している（まだマニュアル化できていない）。公開時にはウォーターマークを入れるなどの処理をしている。
外部商用サービスの利用	Flickr を活用。
参考となる事業手法	○デジタルアーカイブのコンテンツを図書館内の展示に活用 ○人材育成のためのワークショップも実施 ○独自システムを開発せず、無料で利用できる画像管理及び発信ツール「Flickr」を活用し、山中湖情報創造館の記録写真ライブラリーを作成・運営 ○館長のブログや、館職員のツイッターにて発信されるつぶやきなど、様々な既存の無料もしくは安価に利用できる web サービスを活用

【デジタルアーカイブ画面】



デジタルアーカイブの名称	小布施人百選、小布施ちずぶらりほか
実施主体	小布施町立図書館
事業開始年	2011 年
URL	http://machitoshoterrasow.com/archive.html
概要	小布施町の文化を収集、まとめ、公開することにより、人づくりや町づくりに役立たせることができるとして、デジタルアーカイブを整備しています。デジタルアーカイブ勉強会を開催しながら町民と共に整備を進めています。
アーカイブする対象	小布施人百選では、小布施で活躍する人の話を丹念に取材し、「人物誌」としてオーラルヒストリーの手法で映像と書物にまとめ、アーカイブします。小布施ぶらりでは、小布施町のおすすめスポットなどを絵地図上にアーカイブしています。
運営予算	システム開発方法：その他：委託による開発を検討 構築予算：約 500 ～ 1000 万円 予算の出所：その他：国からの交付金 予算獲得のきっかけ：平成 20 年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金の中から予算がついた 構築業務の担い手〔委託内容〕：一部外部委託〔アドバイザー、インタビュアー、コーディネーター〕 コンテンツ作成費：約 500 万円 年間運営予算：501 ～ 1,000 万円 予算の出所：その他：交付金 運営業務の担い手：内部の人材（準備について）
権利処理	事業内で制作
外部商用サービスの利用	YouTube を一部使用。Flickr は今後視野に入れる。 A T R promotions 製作アプリを使用。
参考となる事業手法	○講座を実施し、アーカイブの担い手を育成 専門家を講師として招き、実践的な講座を行う事で、データ作成等ができる地域のリーダーを育成しています。 ○来街者にも楽しめるコンテンツを制作 来街者にも小布施町を楽しんでもらえるように、町のお奨めスポットを多く表示させることができるアプリケーションを制作しています。 ○アーカイブを活用するワークショップを実施 小布施町で暮らしたり、働いたりしている 10 ～ 30 代の若者が中心となり、小布施マップをさらに充実させるためのワークショップを開催し、アーカイブを活用した取組を実施。

【デジタルアーカイブ画面】



デジタルアーカイブの名称	デジタル古地図『高遠ぶらり』
実施主体	『高遠ぶらり』制作委員会
事業開始年	2011 年
URL	http://takato-burari.info/
概要	『高遠ぶらり』とは、iPhone または iPad 上で、高遠の古い絵地図を表示し、自分が今どこにいるのか、GPS 機能を活用して古地図上に現在地を示すことができるアプリケーションです。地図上にはさらに古写真や、文化財等観光ポイントをマッピングすることができ、今では見ることのできない、昔の高遠の姿や歴史の流れを、垣間見ることができます。
アーカイブする対象	高遠の地図、写真、観光情報（店舗・名所ほか）
アーカイブの活用事例	ワークショップ
運営予算	整備費約 200 万円 運営費約 55 万円
権利処理	不明
外部商用サービスの利用	A T R promotions 製作アプリを使用
参考となる事業手法	○ワークショップの内容をアプリのコンテンツとしてアーカイブ ワークショップで作成した地図や調べた情報をもとに、コンテンツを作成しています。コンテンツを蓄積していくことで、ワークショップの内容をアーカイブしています。 ○アプリ連動でウォークラリーを開催 アプリ画面と同じ古地図を使用し、ウォークラリーシートを作成。シートを基に、ポイントを回ります。各ポイントに置いてある解説シールを集めると、ウォークラリーシートが完成します。シート化することで、端末を持っていない人でも、まち歩きを楽しむことができます。

【デジタルアーカイブ画面】



6 各作業で使用する書式案

(1) 資料所在カード案

資料所有者						
連絡先 (住所)						
(電話番号)						
種類	内容	時代	量	今後	提供の可否	備考
(記入例) 写真 脱穀機 日本刀	家族写真	明治期 明治期まで使用 江戸期より継承	10枚 1台 1振り	廃棄予定 廃棄予定 保存	可(寄贈希望) 可(寄贈希望) 可(寄贈は不可)	

(2) 資料カード案

写真	
資料名称	
資料所在地 資料所有者	
寸法 材質	
撮影年代	
撮影場所	
表面	
裏面	
備考	

(3) 資料使用許可書

資料使用許可願	
様	平成 2 3 年 月 日
川崎市高津区長 ○○○○○	
(事務担当) 高津区役所企画課 ○○	
(住所) 川崎市高津区下作延 2-8-1	
(電話) 044-861-3131	
高津区ふるさとアーカイブ事業において、別添の資料一覧に記載する資料の、以下の目的における使用許可をお願い致します。	
記	
1 対象資料	別添の使用許可希望資料一覧参照
2 使用目的	(1) 資料のデジタルデータ化と「高津区ふるさとアーカイブデータベース」への資料登録、及び区ホームページでのデータベースの公開 (2) 資料の区制 4 0 周年記念誌への掲載 (3) 写真展・出版物等、川崎市および高津区が主催・発行する事業におけるデジタルデータの使用
3 その他	(1) 別添の一覧に掲載された資料を用いて、高津区が作成したデジタルデータ及びデータベースは、上記の範囲内において、高津区の判断で 사용할 ことができることとする。 (2) 使用に際しては、提供者の氏名を明示することとする。
資料使用許可証	
川崎市高津区長 様	
上記のとおり、資料の使用を許可します。	
平成 年 月 日	
氏名	印
(連絡先)	
住所	
電話	

(4) 資料借用書

資料借用書	
平成 2 3 年 月 日	
様	川崎市高津区役所企画課 (住所) 川崎市高津区下作延 2-8-1 (電話) 044-861-3131 (担当) ○○ ○○○
高津区地域資料に関する現況調査業務において、区内旧家等で所有する資料の調査・整理を行なう作業に際し、別添の借用資料一覧に記載する資料を借用致します。	
記	
1.借用資料・・・別添の借用資料一覧参照 2.借用期間・・・平成 2 3 年 月 日～平成 2 3 年 月 日 3.保管場所・・・高津区役所	
返却確認書	
資料の返却を確認致しました。	
平成 年 月 日	
貸出者氏名 _____ 印	
借用者氏名 _____ 印	
(連絡先) 住所 電話	

(5) 資料提供・使用許可書

資料提供・使用許可書

平成 年 月 日

高津区長 様

「高津区ふるさとアーカイブ事業」のため、所有する写真資料の複製を提供するとともに、以下の目的における使用を許可します。

記

- 1 提供する資料
写真 点

2 使用目的

- (1) 資料のデジタルデータ化と、区が作成を予定している「高津区ふるさとアーカイブデータベース」(仮称)への資料登録、及び区ホームページでのデータベースの公開
(2) 資料の区制40周年記念誌への掲載
(3) 写真展・出版物等、川崎市および高津区が主催・発行する事業におけるデジタルデータの使用

3 提供者氏名について

- (1) 記念誌・ホームページにおける写真掲載時、提供者氏名の明示を

☐ 希望します

☐ 希望しません

氏名(署名)

(連絡先)

住所 川崎市高津区

電話 044-



高津区ふるさとアーカイブ基本構想

2012（平成24）年3月

発行 川崎市高津区役所 企画課

〒213-8570 川崎市高津区下作延 2-8-1

電話 044-861-3131

FAX 044-861-3103

電子メール 67kikaku@city.kawasaki.jp

業務委託 株式会社トータルメディア開発研究所